

准看護師免許証の各申請をされる皆様へ

令和3年10月1日から 准看護師免許証に係る申請手数料の 納付方法が変わります

これまで准看護師免許証に係る各申請手数料は鳥取県収入証紙で納付することとなっていました。鳥取県収入証紙の販売は令和3年9月30日で終了するため、納付方法が変わります。

【令和3年10月1日～】県内3か所の申請窓口と納付方法

申請窓口	鳥取市保健所 保健医療課	中部総合事務所倉吉保健所 医薬・感染症対策課	西部総合事務所米子保健所 医薬・感染症対策課
(所在地)	鳥取市富安2丁目138-4 市役所駅南庁舎1階	鳥取県倉吉市東巖城町2	米子市糺町1丁目160 2号館A棟3階
(問合せ先)	0857-30-8531	0858-23-3144	0859-31-9316
納付方法①	バーコード付き申請書を医療政策課ホームページからダウンロードして、POSレジ（バーコード用支払いレジ）設置の窓口（有人）で現金、電子マネー、クレジットカード、コード決済のいずれかでお支払いください。 (使用できるもの)・電子マネー（QUICKPay, nanaco, 楽天Edy, WAON, iD, 交通系IC） ・クレジットカード（VISA, MasterCard, JCB, AMERICAN EXPRESS, DinersClub） ・コード決済（PayPay, LINEPay, auPay, d払い, 楽天Pay, ゆうちよPay, メルペイ）		
POSレジ 設置場所	県庁本庁舎地下売店 鳥取市東町1-220 (注：申請窓口と住所が違います)	中部総合事務所倉吉保健所内 食品衛生協会 倉吉市東巖城町2	西部総合事務所2号館A棟1階 米子食品衛生協会 米子市糺町1-160
納付方法②	申請窓口等でお渡しする納付書を銀行、郵便局（ゆうちょ銀行：中国地方の店舗に限る）、コンビニエンスストアに持参し、現金でお支払いください。		
申請時の 添付書類	POSレジの場合・・・レシート（控1と表示のあるもの） 納付書の場合・・・納付済証		

※現在県外にお住まいの方で、鳥取県知事名の免許の書換え及び再交付申請が必要な方は、窓口にお問い合わせください。

※准看護師免許新規申請につきましては、試験実施時に受験者に対し納付書を配布しますので、そちらを使用してください。

■購入済み証紙の取扱い

令和3年9月30日までに購入済みの証紙は、令和4年3月31日までは、従来どおり手数料の納付に使用できます。

■使用予定がない証紙の払い戻し

令和3年10月1日から令和8年9月30日（必着）までに還付請求をしていただくことにより、ご指定の口座に返還します。
(但し返還額は、額面から手数料3.3%を控除した額になります。)

※詳細はこちらから→鳥取県会計管理局会計指導課のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm>)

または電話（0857-26-7437）でご確認ください。

- <お問合せ先>
- 准看護師免許の申請（手数料納付方法含む）に関すること
各保健所申請窓口（表中の問合せ先参照）
 - その他、本チラシの内容に関すること
鳥取県庁鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220 電話：0857-26-7190